

**令和8年度  
航空関連産業誘致推進事業業務委託  
企画提案仕様書**

- ・ 当初予算の可決及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定の後に効力を生じる事業である。
- ・ 県議会において当初予算が否決又は変更があった場合、国交付金の交付決定がなされなかった、又は交付決定額に変更があった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合がある。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・ 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・ 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- ・ 企画提案内容が委託者の求めるものに達するものがない場合は、入選者のない場合がある。

**1 委託業務の名称**

令和8年度 航空関連産業誘致推進事業業務委託

**2 委託期間**

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

**3 事業目的**

那覇空港内に整備した航空機整備施設を起点に航空関連産業クラスターを形成するため、装備品MRO誘致候補企業との折衝に向けた現地調査、参入障壁課題解決のための調査、企業誘致活動を行う。

**4 事業概要**

- (1) 装備品MRO事業における参入障壁課題の解決・支援メニューの検討を踏まえた誘致プランの検討
- (2) 装備品MRO等の誘致活動
- (3) その他（航空関連産業誘致推進に効果的な取組）

**5 委託内容**

- (1) 装備品MRO事業における参入障壁課題の解決・支援メニューの検討を踏まえた誘致プランの検討
  - ア 誘致に向けた参入障壁課題及び対応策の検討
    - (ア) インフラ関連の課題分析と具体的な対応策の検討
      - ・ 令和7年度の事業で把握した課題（用地や施設の確保、環境リスク等）について、支援メニューを含めた対応策を立案すること。
    - (イ) 技術関連の課題分析と具体的な対応策の検討
      - ・ 令和7年度の事業で把握した課題（技術獲得、メーカー認証等）について、支援メニューを含めた対応策を立案すること。
    - (ウ) 予算関連の課題分析と具体的な対応策の検討
      - ・ 沖縄での事業展開に向けて必要なコストを算出し、支援メニューを含めた対応策を立案すること。

- イ 誘致プランの検討・実現可能性の評価
  - (ア) 装備品MRO事業の誘致プランの検討
    - ・誘致活動における誘致候補企業からの要求事項を組み込むこと。
  - (イ) 装備品MRO誘致による事業性評価
    - ・事業性評価については、立上げ時、中期、長期のそれぞれの視点で実現可能性を評価すること。
  - (ウ) 経済波及効果の詳細分析
    - ・(イ)の事業性評価結果を踏まえ、県内への経済波及効果を評価すること。
- ウ その他必要な取組
- (2) 装備品MRO等の誘致活動
  - ア 主要プレイヤーの誘致活動
    - (ア) 装備品MRO等の主要プレイヤーとの誘致に向けた折衝
      - ・海外・国内のOEMの要求事項を確認すること。
      - ・(1)で確認した参入障壁となる課題及び支援メニューを含めた対応策を踏まえた上で折衝すること。
  - イ ステークホルダーとの意見交換会の実施
    - (ア) 装備品MRO等の誘致に向けたステークホルダーの整理
    - (イ) ステークホルダーとの意見交換会の実施
      - ・沖縄県での装備品MRO誘致実現に向けて、課題対応への体制など、関係者で認識を合わせられるような取組とすること。
  - ウ その他必要な取組
- (3) その他（航空関連産業誘致推進に効果的な取組）
  - 上記(1)~(2)の業務の他に、航空関連産業誘致推進に効果的な取組について提案すること。

## 6 企画提案書の内容

- ・以下の(1)から(6)の流れで作成すること。
- ・選定委員会の委員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- ・A4版横置き・横書きを基本とし、両面印刷、30頁以内で作成すること。  
ただし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。
- (1) 業務実施方針
  - 本業務を実施するに当たっての基本的な考え方を記載すること。
- (2) 装備品MRO事業における参入障壁課題の解決・支援メニューの検討を踏まえた誘致プランの検討
  - ・誘致に向けた参入障壁課題の分析及び対応策を検討するために効果的な実施方法について、インフラ関連、技術関連、予算関連の課題に分けて提案すること。
  - ・事業性評価を実施するための効果的なスキームについて提案すること。
  - ・誘致が実現した場合の県内への経済波及効果について、効果的な実施方法を提案すること。
- (3) 装備品MRO等の誘致活動
  - ・誘致候補企業との折衝について、具体的な実施方法を提案すること。
  - ・ステークホルダーとの意見交換会について、効果的な意見交換ができるような実施方法を提案すること。
- (4) 活動目標、成果目標
  - 事業の実施に当たって、下記の成果目標を達成するための活動目標を提案すること。
  - 【令和8年度成果目標】装備品MRO企業との折衝企業数 2社

- (5) 事業実施スケジュール表  
業務開始から、成果報告までの一連のスケジュールを記載すること。  
(業務開始を令和8年5月20日と仮定して作成すること。)
- (6) その他  
業務目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

## 7 成果品

本委託事業の成果品として下記の報告書を提出すること。

- (1) 委託業務報告書
  - ア 製本5部(※表、グラフ、図、面談・交渉記録等を含めること。)
  - イ 報告書の電子ファイル 一式
    - ※成果物については、次の事項に留意すること。
      - (ア) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、Word、Excel、PowerPointなどの元ファイルも提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)
      - (イ) PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
      - (ウ) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
        - ※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- (2) 支出証拠書類(2部)
  - ア 受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、人件費算出根拠資料及び出張伝票等の写しを提出すること。なお、電子帳簿保存法に基づく電子データによる帳票類については、写し(書面)もしくは電子データで提出できることとする。
  - イ 経費精算の総括表の作成に当たっては、契約締結時の見積書、経費の変更等の内容が分かるように作成するとともに、各費目の支出内訳一覧を作成すること。

## 8 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は24,028千円(予定)以内(消費税込み)とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。また、消費税率については10%で計算すること。

## 9 再委託に関する制限

- (1) 再委託の範囲  
契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県の事前承認を受けて再委託を行うことができる。
  - ア 展示会等における共通造作物、装飾等に関する再委託
  - イ その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められる物
- (2) 一括再委託等の禁止  
契約の主たる部分(委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務をいう。)に関する再委託は禁止する。
- (3) 簡易な業務の内容  
(1)再委託の範囲に記載があった事項に関わらず、以下の簡易な業務については事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 議事録作成、原稿・データの入力および集計

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団または暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

10 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。